

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染拡大防止のための措置に伴う 認定申請の取扱いについて (0430特例措置)

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に関する政府の要請に基づき、研修受講シールの交付される研修会や学会の中止が生じております。このことに鑑み、研修認定薬剤師の認定申請に関し、特例として次の通り取扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、必要単位を取得済みの方は、通常通り申請してください。

1. 対象者

研修認定薬剤師の申請期間が2020年5月1日から2021年3月31日までの方で、新型コロナウイルス感染拡大防止の理由により、単位取得予定の研修会や学会が中止になったため、当研修機構の認定要件を満たせない方。

なお、0430特例措置の対応は2021年3月31日までに当研修機構にて研修認定薬剤師の申請を受理したものに限りです。

2. 対応内容について

上記1の対象者に対し、座学研修の不足単位については、以下のE-ラーニング研修取得単位上限を時限的に停止いたします。

〔E-ラーニング研修取得単位上限〕（新規申請の方：30単位→40単位）（更新申請の方：22単位→30単位）

ただし、不足単位分の充足に有効なE-ラーニング研修単位は、2020年5月1日以降に新たに講座をすべて受講し取得した単位のみ研修認定単位と認めます。また、1日の取得単位上限（3単位）は変更いたしません。

3. 申請方法について

申請に必要な単位数を取得した後は速やかに申請してください。

〔申請期間〕（新規申請の方：最終単位取得日より3か月以内）（更新申請の方：認定期間満了日前後1か月以内）

ただし、2020年2月28日に当研修機構のHPでお知らせの特例措置（以下、0228特例措置）にて認定期間が2020年6月1日まで延長を認められている更新申請の方は2020年9月1日までに申請してください。

研修認定薬剤師の申請の際に、認定薬剤師[新規/更新]申請書の特別な事由欄に、「**新型コロナウイルス感染拡大防止の理由により参加予定の研修会（又は学会）が中止になったため、E-ラーニング研修にて○単位取得**」と記載してください。

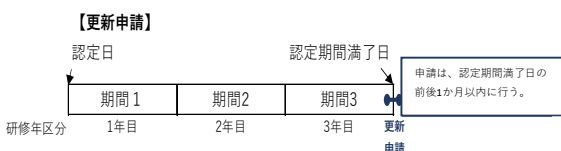
上記の記載がない認定薬剤師[新規/更新]申請書での申請は0430特例措置の適応にはなりません。

参考図	新規申請の方	更新申請の方	0430特例措置適応 新規申請の方	0430特例措置適応 更新申請の方	0228特例措置適応 新規申請の方	0228特例措置適応 更新申請の方
認定単位取得期間	4年以内	3年	4年以内	3年	事前申請にて延長対応	事前申請にて延長対応
申請に必要な単位数	40単位	30単位	40単位	30単位	40単位	30単位
E-ラーニング研修単位上限	30単位	22単位	時限的 上限停止措置 30単位→40単位 (但し、不足充足分は2020年5月1日以降にすべて受講して取得した単位のみ有効)	時限的 上限停止措置 22単位→30単位 (但し、不足充足分は2020年5月1日以降にすべて受講して取得した単位のみ有効)	30単位	22単位
申請期間	最終単位取得日より3か月以内	認定期間満了日の前後1か月	最終単位取得日より3か月以内	認定期間満了日の前後1か月	最終単位取得日より3か月以内	認定期間満了日より3か月以内 (2020年9月1日まで)
備考	・毎年5単位以上取得 ・研修の継続性の観点から、継続性が認められないE-ラーニング研修で取得した単位は、原則として有効単位として認めません。 (例：3講座視聴で1単位取得のE-ラーニングの場合、3講座の視聴期間が1年未満でなければなりません。)					



【0228特例措置を適用し研修年区分の期間延長が認められた新規の方】

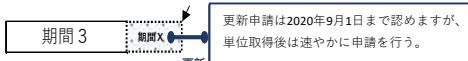
申請に必要な単位を取得した最終日より3か月以内に新規申請してください。



【0228特例措置を適用し認定期間延長が認められた更新の方】

2020年6月1日までに学習し、不足単位を取得して申請してください。

延長後の認定期間満了日：2020年6月1日→更新申請書に記入する申請日(認定日)：2020年6月2日



【0430特例措置を適用し不足分をE-ラーニング研修で充足する方】

複数の講座を受講して1単位になる場合は、そのすべての講座を2020年5月1日以降に学習して取得した単位のみ有効です。

受講シールの到着タイミングを考慮して計画的に学習を進めてください。

4. イオン・ハピコム認定薬剤師E-ラーニングのご案内

当研修機構では、認定薬剤師E-ラーニングを運営しております。有効にご活用いただきますようお願いいたします。

概要は右記URLよりご確認ください → <https://www.happycom.or.jp/course/elearn.html>

5. 本件に関するお問い合わせ

本件に関する質問等は、下記お問い合わせ先アドレスからの電子メールでのみ受け付けます。

お問い合わせ先アドレス：ML_ah_or@aeonpeople.biz

2020年4月30日

一般社団法人 イオン・ハピコム人材総合研修機構